

# 美郷町地域活動拠点整備事業補助金を**拡充**します

行政区等が活動の拠点とする集会施設に必要な**備品**の整備費用支援を**拡充**します。

## 1. 補助内容

### (1) 補助金額

補助対象経費の1/2 上限額30万円 ※1,000円未満切り捨て

### (2) 対象経費

3万円以上の備品購入に要する費用

ただし、過去3年以内に補助金を活用した行政区等は除く。

### (3) 補助対象備品

テーブル、椅子、座布団、テレビ、ストーブ、冷蔵庫、テント

#### 補助対象としない備品

- ・既存備品の撤去費用
- ・施設と実質一体とみなせる備品  
(トイレ、畳、カーペットなどは、増改築分として補助)
- ・パソコン、プリンター、車両、調理器具などの汎用性の高いもの
- ・消耗品とみなすもの(照明器具のうち、電球のみの交換整備など)
- ・防災資機材(発電機などは、増改築分として補助)

## 2. 事務手続きの流れ

### (1) 申請【行政区→町】

次の書類を町企画財政課に提出してください。

①補助金交付申請書 ②補助事業等計画書 ③整備する備品の見積書及びカタログの写し

### (2) 交付決定【町→行政区】

### (3) 備品の整備

- ・実績報告時に提出できるよう、整備した備品の写真を撮影してください。
- ・領収書等は必ず申請者名で発行してもらい、大切に保管してください。

### (4) 実績報告【行政区→町】

次の書類を町企画財政課に提出してください。

①補助金実績報告書 ②領収書等の写し ③整備した備品の写真  
④請求書 ⑤行政区等名義の通帳の写し

### (5) 補助金の交付【町→行政区】